

平成二十九年十一月十四日受領  
答 弁 第 二 〇 号

内閣衆質一九五第二〇号

平成二十九年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出頭髮の色を黒髪とする校則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出頭髪の色を黒髪とする校則に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、現在、訴訟係属中の事案に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

二及び三について

学校における校則は、各学校において、それぞれの教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で定めるものであると考えており、お尋ねの「全国で頭髪の色は黒でなければならない」という趣旨の校則を持っている学校数については把握しておらず、また、現時点において、お尋ねのような全国規模の調査をする必要はないと考えている。